

確認申請チェックリスト（工作物）

申請建築物に該当しない項目は、チェック欄を斜線で消してください。

(い)	(ろ)		設計者 チェック 欄	図面No
	図書の種類	記載事項		
令第139条	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
	配置図	縮尺及び方位		
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別		
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ		
		煙突等の位置、寸法及び構造方法		
	平面図又は横断面図	縮尺		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
		煙突等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状		
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別		
	側面図又は縦断面図	縮尺		
		工作物の高さ		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
		煙突等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状		
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法		
	構造詳細図	縮尺		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法		
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ				
構造計算書	管の接合方法、支枠及び支線の緊結			
構造計算書	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両 その他人を乗せる部分（以下この表及び表2の（3）項において 「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部 分（以下この表及び表2の（3）項において「主要な支持部分」と いう。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の 部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支 持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に 対する安全性を確かめたものに限る。）			
基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法			
敷地断面図及び基礎・地盤 説明書	支持地盤の種別及び位置			
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置			
	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠			
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別			
	くいに用いるさび止め又は防錆措置			
施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する 構造耐力上の安全性を確保するための措置			
	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法			
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法			
令第38条第3項若しくは第 4項、令第39条第2項、令 第66条、令第67条第2項、 令第69条、令第73条第2項 ただし書、令第79条第2 項、令第79条の3第2項、 令第80条の2又は令第139 条第1項第4号イの規定に 適合することの確認に必要 な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法			
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法			
	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要 な事項			
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項			
	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第139条第1項第3号又は第4号イに係る認定書の写し				
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			

令第140条

配置図	縮尺及び方位		
	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別		
	土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ		
	鉄筋コンクリート造等の柱の位置、構造方法及び寸法		
平面図又は横断面図	縮尺		
	主要部分の材料の種別及び寸法		
	鉄筋コンクリート造等の柱の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状		
	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、構造方法及び寸法		
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別		
側面図又は縦断面図	縮尺		
	工作物の高さ		
	主要部分の材料の種別及び寸法		
	鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状		
	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法		
構造詳細図	縮尺		
	主要部分の材料の種別及び寸法		
	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法		
	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 管の接合方法、支枠及び支線の緊結		
構造計算書	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下この表及び表2の（3）項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この表及び表2の（3）項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）		
基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法		
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置		
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置		
	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠		
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置		
	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法		
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
令第38条第3項若しくは第4項、令第39条第2項、令第40条ただし書、令第47条第1項、令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第79条第2項、令第79条の3第2項又は令第139条第1項第4号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項		
	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法			
令第139条第1項第3号又は第4号イの規定を準用する令第140条第2項に係る認定書の写し			
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
配置図	縮尺及び方位		
	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別		
	土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ		
	広告塔又は高架水槽等の各部の位置、構造方法及び寸法		

令第141条

平面図又は横断面図	縮尺		
	主要部分の材料の種類及び寸法		
	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び平面形状		
	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種類		
側面図又は縦断面図	縮尺		
	工作物の高さ		
	主要部分の材料の種類及び寸法		
	広告塔又は高架水槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び立面形状		
	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		
構造詳細図	縮尺		
	主要部分の材料の種類及び寸法		
	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法		
	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
構造計算書	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ		
	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下この表及び表2の（3）項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この表及び表2の（3）項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）		
基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法		
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種類及び位置		
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置		
	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠		
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種類		
施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置		
	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法		
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
令第38条第3項若しくは第4項、令第39条第2項、令第40条ただし書、令第42条ただし書、令第47条第1項、令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第70条、令第73条第2項ただし書、令第77条第4号若しくは第6号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項、令第80条の2又は令第139条第1項第4号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項		
	令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第70条に規定する一の柱のみ火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項		
	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第77条第4号及び第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
	令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法			
令第139条第1項第3号又は第4号イの規定を準用する令第141条第2項に係る認定書の写し			
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
配置図	縮尺及び方位		
	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別		

令第142条

		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法		
	平面図又は横断面図	縮尺 主要部分の材料の種別及び寸法 がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別		
	側面図又は縦断面図	縮尺 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法		
	構造詳細図	縮尺 主要部分の材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ		
	構造計算書	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他の人を乗せる部分（以下この表及び表2の（3）項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この表及び表2の（3）項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）		
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法		
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
	令第38条第3項若しくは第4項、令第39条第2項、令第79条第2項、令第80条の2又は令第142条第1項第5号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法 令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第142条第1項第5号の構造計算の結果及びその算出方法		
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
	配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ 乗用エレベーター等の位置、構造方法及び寸法		
	平面図又は横断面図	縮尺 主要部分の材料の種別及び寸法 乗用エレベーター等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別		
	側面図又は縦断面図	縮尺 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 乗用エレベーター等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状 近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法		

		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法		
構造詳細図		縮尺		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法		
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ		
		管の接合方法、支枠及び支線の金欠		
構造計算書		応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下この表及び表2の（3）項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この表及び表2の（3）項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）		
基礎伏図		基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法		
敷地断面図及び基礎・地盤説明書		支持地盤の種別及び位置		
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置		
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠		
使用構造材料一覧表		構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
施工方法等計画書		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置		
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法		
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
令第38条第3項若しくは第4項、令第39条第2項、令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第79条第2項、令第79条の3第2項、令第80条の2又は令第139条第1項第4号イの規定に適合することの確認に必要な図書		令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第143条第2項		令第143条第2項において準用する令第129条の8第2項の認定に係る認定書の写し		
		令第143条第2項において準用する令第129条の10第2項の認定に係る認定書の写し		
		令第143条第2項において準用する令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号の認定に係る認定書の写し		
		令第143条第2項において準用する令第129条の12第5項の認定に係る認定書の写し		
		令第143条第2項において準用する令第139条第1項第3号又は第4号口の認定に係る認定書の写し		
平面図		エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置		
		エレベーターの機械室の出入口の構造		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造		
床面積求積図		エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
エレベーターの仕様書		エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員		
		昇降行程		
		エレベーターのかごの定格速度		
エレベーターの構造詳細図		エレベーターのかごの構造		
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造		
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造		
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法		
		エレベーターの制御器の構造		
		エレベーターの安全装置の位置及び構造		
令第129条の3第1項第1号及び				

第2項第1号並びに第129条の4から第129条の10まで	エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置		
		出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離		
		エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造		
		エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離		
	エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
		固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力		
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度		
		主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度		
	エレベーターの荷重を算出した際の計算書	独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度		
		エレベーターの各部の固定荷重		
		エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法		
	エレベーターの使用材料表	エレベーターのかごの床面積		
エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別				
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに第129条の12	エスカレーターの仕様書	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料		
		エスカレーターの勾配及び揚程		
	エスカレーターの構造詳細図	エスカレーターの踏段の定格速度		
		通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置		
		エスカレーターの制動装置の構造		
		昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造		
	エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の構造		
		エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造		
	エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書	エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の側の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離		
		固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力		
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度		
		主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度		
エスカレーターの荷重を算出した際の計算書	独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度			
	エスカレーターの各部の固定荷重			
	エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算出方法			
	付近見取図	エスカレーターの踏段面の水平投影面積		
		方位、道路及び目標となる地物		
		縮尺及び方位		
	配置図	敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別		
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ		
		縮尺		
	平面図又は横断面図	主要部分の材料の種別及び寸法		
		運転開始及び運転終了を知らせる装置の位置		
		非常止め装置が作動した場合に、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置又は客席にいる人を安全に救出することができる通路その他の施設の位置		
		安全柵の位置及び構造並びに安全柵の出入口の戸の構造		
		遊戯施設の運転室の位置		
		遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示する位置		
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置				
遊戯施設の客席部分の周囲の状況				
遊戯施設の駆動装置の位置				
側面図又は縦断面図		縮尺		
	工作物の高さ			
	主要部分の材料の種別及び寸法			
	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の構造			
	遊戯施設の客席部分の周囲の状況			
	遊戯施設の駆動装置の位置			
		遊戯施設の種別		

令第144条	遊戯施設の仕様書	客席部分の定常走行速度及び勾配若しくは平均勾配又は定常円周速度及び傾斜角度		
		遊戯施設の使用の制限に関する事項		
		遊戯施設の客席部分の数		
		遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に関する事項		
		遊戯施設の駆動装置及び非常止め装置に関する事項		
		遊戯施設の運転室に関する事項		
	遊戯施設の構造詳細図	縮尺		
		主要部分の材料の種別及び寸法		
		遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造		
		遊戯施設の駆動装置の位置及び構造		
令第144条第5号に規定する非常止め装置の位置及び構造				
遊戯施設の客席部分の構造詳細図	縮尺			
	主要部分の材料の種別及び寸法			
	軌条又は索条の位置及び構造			
	定員を明示した標識の位置			
	遊戯施設の非常止め装置の位置及び構造			
	客席部分にいる人が客席部分から落下し、又は飛び出すことを防止するために講じた措置			
構造計算書	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下この表及び表2の（3）項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この表及び表2の（3）項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）			
	遊戯施設強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全措置作動時の各応力度 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 独立して客席部分を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度 主索の規格及び直径並びに端部の緊結方法 綱車又は巻胴の直径		
遊戯施設の使用材料表	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種別及び厚さ			
	令第144条第1項第1号口又は八（2）に係る認定書の写し			
	令第144条第2項において読み替えて準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し			
	令第144条第1項第3号イに係る認定書の写し			
	令第144条第1項第5号に係る認定書の写し			
法第88条第1項において準用する法第37条第2号	法第88条第1項において準用する法第37条第2号の認定に係る認定書の写し			
法第88条第2項において準用する法第48条	確認申請書	敷地の位置		
		工作物の概要		
		許可等		
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
		敷地の位置		
		隣地にある工作物の位置及び用途		
	配置図	縮尺		
		敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第3項第2号八から八までに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）		
用途地域の境界線				
平面図又は断面図	縮尺 主要部分の寸法			
危険物の数量表	危険物の種類及び数量			
工場・事業調書	事業の種類			
第1項から第12項までのただし書	法第48条第1項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項		

法第88条第2項において準用する法第49条	法第49条第1項又は第2項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項		
法第88条第2項において準用する法第49条の2	法第49条の2の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の用途に関する事項		
法第88条第2項において準用する法第50条	法第50条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の構造に関する事項		
法第88条第2項において準用する法第51条	確認申請書	敷地の位置		
		工作物の概要		
		許可等		
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
		敷地の位置		
隣地にある工作物の位置及び用途				
配置図	縮尺			
	敷地境界線			
	都市計画において定められた法第51条に規定する工作物の敷地の位置			
	用途地域の境界線 都市計画区域の境界線			
	卸売市場等の用途に供する工作物調査	法第51条に規定する工作物の用途及び規模		
ただし書	法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る工作物の構造又は用途に関する事項		
法第88条第2項において準用する法第60条の2第3項の規定が適用される工作物	確認申請書	敷地の位置		
		工作物の概要		
法第88条第2項において準用する法第68条の2第1項及び第5項	法第68条の2第1項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る工作物の構造又は用途に関する事項		
法第88条第2項において準用する法第68条の3第6項	確認申請書	許可等		
法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項	既存不適格調査	既存工作物の基準時及びその状況に関する事項		
		令第137条の7	危険物の数量表	危険物の種類及び数量
		工場・事業調査	事業の種類	
(備考)				

(注意事項)

- この様式による書類については、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る欄を省略した様式により作成することができます。
- 確認審査を行った建築物が(い)欄に掲げる建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(ろ)欄に掲げる図書の種類ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 確認審査を行った建築物が法第39条、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は法第68条の9第3項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。